

庁舎への自動販売機設置に係る市有財産の貸付事業仕様書

1 貸付目的

市有財産の有効活用及び歳入確保を目的として、自動販売機を設置することを条件に、府中市役所本庁舎の土地を貸し付ける。

2 設置場所及び台数（添付図面を参照してください。）

物件番号	貸付場所・区分	貸付面積	設置台数
1	府中市府川町315番地 府中市本庁舎正面玄関付近 屋外・屋根無	2.5 m ² (幅2.5m×奥行1m)	少なくとも 1台
2	府中市府川町315番地 府中市本庁舎北出入口付近 屋外・屋根有	3 m ² (幅3m×奥行1m)	少なくとも 1台

※1 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。設置台数は物件番号ごとに少なくとも1台とし、貸付面積の範囲内で設置できるのであれば、協議の上で複数台設置することを可能とする。

※2 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類・ノンアルコール類不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

※3 入札申込にあたっては、現地の現況等を確認し申し込むこと。

※4 別途自動販売機設置事業者は副メータ（自社設置）を設置し、市が計測し発行する納入通知書により指定期日までに自販機の電気料を収めること。

※5 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

※6 売上本数は次のとおり。

物件番号	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1	4,953本	4,607本	4,293本	3,265本	自販機2台分実績
2	15,829本	14,463本	12,823本	11,017本	自販機1台分実績

3 貸付料及び電気料

（1）貸付料は、落札価格に10パーセントの消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における貸付料に含まれる消費税等は変動後の税率により計算する。貸付料は年度

当初に年額を指定期日までに一括で納入すること。

(2) 電気料は自動販売機設置事業者が設置する副メータ（自社設置）を利用して、市が計測し、発行する納入通知書により指定期日までに電気料を収めること。電気料は月末締め翌々月払いとする。

電気料＝副メータにより計測した電力使用量×電力量料金（燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む。）

月額（1円未満切捨て）、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

4 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※ 貸付期間満了の日までに、契約内容の変更等に関し、特段に意思表示をしない場合には、その翌日から更に1年間契約を更新するものとする。ただし、貸付期間は5年を超えないものとする。

5 貸付に係る条件

(1) 商品

ア 販売可能商品及び価格

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水類（酒類・ノンアルコールビール等不可）とし、販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(2) 自動販売機

ア デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインに配慮したデザインとすること。

イ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとすること。

ウ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

(イ) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法(昭和22年法律第233号))、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとすること。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

エ 防犯対策

- (ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとすること。
- (イ) 「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとすること。

オ 使用済み容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置すること。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇(貸付面積内)に設置し、定期的に回収すること。

- (ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とすること。
- (イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
- (ウ) 使用済容器の処理は、容器包装リサイクル法に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

カ 特記仕様

- (ア) 設置する自動販売機の機種は、現金を使用可能な機種とすること。また、電子決済方式(電子マネーなど)が2種類以上使用可能な機器を搭載すること。

ただし、必要な機器の費用及び手続き等に係る諸費用等は、すべて自動販売機設置事業者の負担とする。

- (イ) 設置する自動販売機の内、1台以上は災害等の停電時において人的操作により商品の取り出しができる(バッテリー内蔵型、手回し発電式、ワイヤー式など)機能を有すること。

キ その他

- (ア) 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置

場所周辺の清掃などを行うこと。

- (イ) 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- (ウ) 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

(3) 費用負担等

ア 自動販売機に係る電気料は、自動販売機設置業者の責任において、使用料を計測するための副メータを設置すること。（メーター設置費用及び計量法（平成4年法律第50号）に基づく取り替えの費用も設置業者の負担とする。）副メータの設置が難しい場合は、府中市と協議し電気料を決定するものとする。

イ 管理・運営

(ア) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が負担する。

(イ) 建物（天井・壁・床）に府中市で設置した機器等について、小破修繕及び自動販売機設置事業者の責めに帰する修繕は、原則として自動販売機設置事業者の負担とする。契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、自動販売機設置事業者はこれらを一切府中市に請求することができない。

(ウ) その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、府中市と自動販売機設置事業者が協議するものとする。

ウ 貸付場所の返還

自動販売機設置事業者は、契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し、府中市の確認を受けること。

エ 自動販売機設置に伴う事故

府中市の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負う。

オ 商品等の盗難及び破損

(ア) 府中市の責めに帰することが明らかな場合を除き、府中市はその責めを負わない。

(イ) 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は損傷したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

6 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとする。

(2) 使用用途以外の利用等

ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めない。

イ 設置した自動販売機を中止又は撤退する場合は、事前に府中市の承諾を必要とする。

ウ 施設は善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければならない。

エ その他府中市の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければならない。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で実施すること。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担で対応すること。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処すること。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

府中市が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、自動販売機設置事業者は協力すること。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理等に努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施すること。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により府中市の承認を受けた場合は、この限りではない。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはならない。また、その権利

を担保に供してはならない。

(6) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規及び府中市の施設管理者等が定める規定を遵守し、荷物の搬入・搬出・運搬等を行うこと。

(7) 保険

自動販売機設置事業者は、食中毒等に係る賠償責任保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処すること。

(8) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、毎年度末に、本業務について、業務ごとの毎月の売上本数、毎月の売上額及び年間の収支状況を府中市に報告すること。

(9) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を府中市に報告すること。

(10) 清掃、ゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空き瓶等については、関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、自動販売機設置により発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とする。

(11) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて府中市と打合せを行うものとする。

(12) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(13) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとする。

(14) 業務の履行に関する措置

府中市は本業務(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不適当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求する。自動販売

機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、府中市の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

(15) 契約終了時の自動販売機設置業務等の引継ぎ

自動販売機設置事業者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、府中市に対して円滑な施設等の引渡しを行うものとする。

7 貸付料等の請求及び支払い。

- (1) 貸付料及び電気料を請求するものとする。
- (2) 自動販売機設置事業者は、府中市の発行する納入通知書により、貸付料等を府中市に支払わなければならぬ。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、府中市の指定する日までに支払うものとする。
- (3) 契約締結後、貸付料等の支払が指定期日までに行われなかつた場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがあるので注意すること。
- (4) 貸付料等を指定期日までに支払わぬときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、その延滞した金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した金額を遅延利息として府中市に支払うこと。
また、契約締結後、貸付料等の支払いが指定期日までに行われなかつた場合には、契約を解除する場合があるので注意すること。
- (5) 納付済みの貸付料等は原則返還しない。
- (6) 貸付期間中において、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により貸付料等を改定する必要が生じたときには、甲と乙が協議の上、その額を定めるものとする。

8 解除通知

自動販売機設置事業者が貸付料等を滞納した場合、或いは府中市の貸付条件等に違反した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除するものとする。

9 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは貸付物件を原状に回復して府中市の指定する期日までに返還しなければならない。原状回復にかかった費用については、自動販売機設置事業者の負担とする。

10 保険

自動販売機設置事業者は、火災等に係る借家人賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、すべて自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとする。

11 その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上、解決するものとする。